

第 13 次鳥獣保護管理事業計画策定のための検討事項について（案）

1 主な計画事項に関する検討内容

※（◎）は第 2 回鳥獣部会（令和 3 年 6 月実施済）において議題に挙げたものを示している。

（1）鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

- 第 13 次事業計画期間中に存続期間満了となる 10 地区（特別保護地区 4 地区を含む）の期間を延長（20 年を想定）することとする（◎）。
- 大型ほ乳類の市街地出没防止を目的とした鳥獣保護区（生息地回廊）の新規指定における妥当性について検討（資料 2-2 参照）。

（2）鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- 狩猟禁止鳥獣に指定されているツキノワグマについて、第 13 次事業計画においても引き続き継続する（◎）。
- 有害鳥獣捕獲について、これまで曖昧だった保護対象種の定義や記載内容を整理。
- 近年の沿岸部におけるウミネコの営巣（鳴き声による騒音や糞害等）による生活環境被害状況を考慮し、予察捕獲有害捕獲鳥獣の新規追加の是非について検討（資料 2-3 参照）。
- 近年の都市部におけるムクドリ（鳴き声による騒音や糞害等）による生活環境被害状況に鑑み、予察捕獲有害捕獲鳥獣の新規追加の是非について検討（資料 2-4 参照）。
- 捕獲した鳥獣を致死させる場合のできる限り苦痛を与えない方法について、致死方法の追加（電気止め刺し）の妥当性について検討。（資料 2-5 参照）
- 新たに「錯誤捕獲の防止」の項目を追加することの是非について検討（資料 2-6 参照）。

（3）特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟具に関する事項

- 第 13 次事業計画期間中に存続期間満了となる 6 地区の期間を延長（10 年を想定）することとする（◎）。

（4）特定計画に関する事項

- 第 2 種シカ管理計画の改定

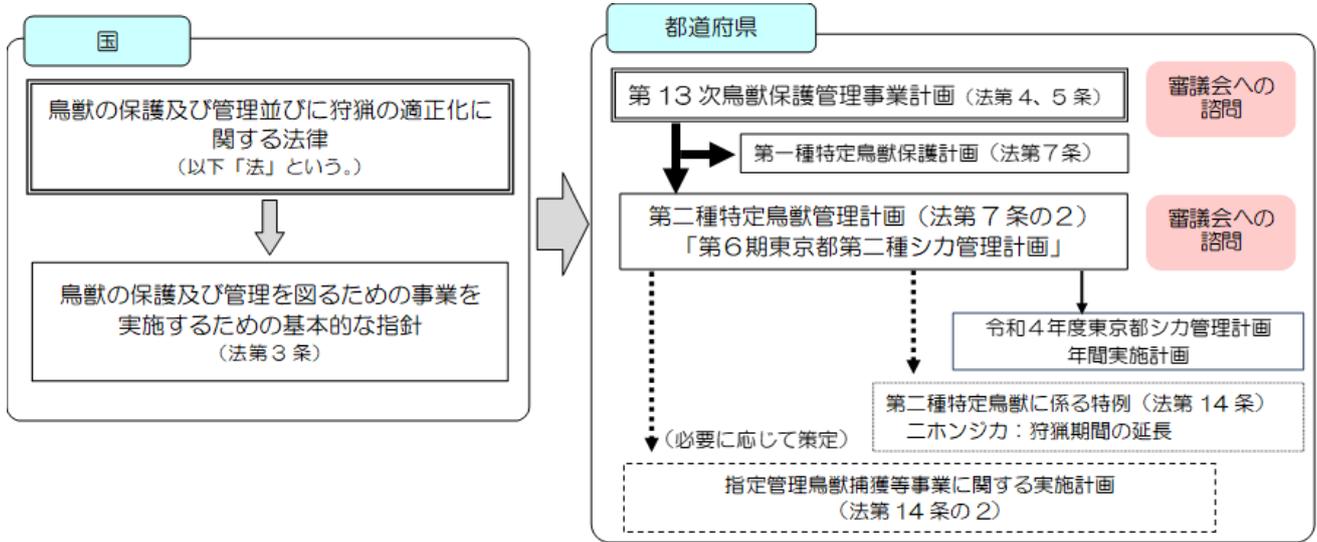
（5）鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

- 野生鳥獣の保護及び管理の担い手の育成について、都の実情を踏まえた方針を検討（資料 2-7 参照）。

（6）その他

- イノシシについて、近年の生息状況等を考慮し、救護対象から除外する（◎）。
- 全国同様に都内においても、ニホンジカやイノシシ等の大型ほ乳類の市街地出没件数が増加傾向にあることから、都内で出没した際の対応方針、関係機関との連絡体制の強化を図ることとした（◎）。
- 傷病鳥獣救護の基本的な対応について救護対象となる鳥獣の選定及び方針を再検討。（資料 2-8 参照）
- 新たに「鳥類の鉛中毒の発生防止」の項目を追加することの是非について検討。
- 野生鳥獣の感染症について、「高病原性インフルエンザ」「豚熱」「その他感染症（SFTS 等）」の項目に分けて記載することの是非を検討する。

2 鳥獣保護管理事業計画の体系



4 第12次鳥獣保護管理事業計画と今回検討する第13次鳥獣保護管理事業計画の比較

事項	第12次計画	ページ	第13次計画(案)	変更のポイント・留意点
第一 計画期間	平29.4.1～平34.3.31	p1	令4.4.1～令9.3.31	○令和3年度に自然環境審議会付議
第二 鳥獣保護区等	1 鳥獣保護区の指定 (2) 指定計画等 ● 当該鳥獣の保護のために重要と認める区域を指定	p1	1 鳥獣保護区の指定 (2) 指定計画等 ● 現時点では、新規追加候補はない。 ● 区市町村等ヒアリングや令和3年度委託調査により指定の必要性がある区域があれば追加する。 ● 計画期間内に存続期間満了を迎える保護区(10地区)については、更新する。	○存続期間満了となる鳥獣保護区(特別保護地区を含む)は、指定目的及び鳥獣保護区の管理状況調査報告書等から鳥獣の生息状況、環境変化等を勘案し、期間を延長(20年を想定)する。
第三 鳥獣の人工増殖に関する事項	(略)	p12	(略)	
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 (2) 狩猟鳥獣 ● ツキノワグマを特に保護を図る必要がある対象狩猟鳥獣と認め、平成29年4月1日から平成34年3月31日まで狩猟禁止とする。 3-3 鳥獣の管理を目的とする場合 (2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的 4-1 捕獲許可した者への指導 (1) 捕獲物又は採取物の処理等	p14	1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 (2) 狩猟鳥獣 ● ツキノワグマの狩猟禁止を継続とする。 3-3 鳥獣の管理を目的とする場合 (2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的 ● 予察表の加害鳥獣、記載内容について更新の是非を検討する。 4-1 捕獲許可した者への指導 (1) 捕獲物又は採取物の処理等 ● 苦痛を与えない致死方法について更新の是非を検討する。 (5) 錯誤捕獲の防止 ● 新たに「錯誤捕獲の防止」の項目を追加することの是非を検討する。	○2017～2020年のツキノワグマ生息状況等調査結果を踏まえ、第12次事業計画の方針を継続することとする。 ○予察表への加害鳥獣の追加(ウミネ)、生活環境被害の追加(ムトリ)、記載項目の変更等の妥当性について検討する。 ○致死方法追加(電気止め刺し)の妥当性について検討する。
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	1 特定猟具使用禁止区域	p36	1 特定猟具使用禁止区域 ● 計画期間内に存続期間満了を迎える特定猟具使用禁止区域(8区域)については、更新する。	○特定猟具使用禁止区域の期間を延長(10年を想定)する。
第六 特定計画に関する事項	10 計画の見直し ● 計画が終期を迎えたときは、設定された目標の達成度や保護事業又は管理事業の効果を評価し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。	p38	10 計画の見直し ● 第2種シカ管理事業計画の改定の是非を検討する。	○ツキノワグマ、イノシシについては、生息状況調査の結果により、第12次事業計画時点から生息域の広がりは見られるものの、生息数に大きな変化はないため、第12次事業計画の方針を継続することの是非を検討する。

事項	第 12 次計画	ページ	第 13 次計画 (案)	変更のポイント・留意点
第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項	(略)	p44	(略)	
第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	(略)	p50	(略)	
第九 その他	1 傷病鳥獣救護の基本的な対応 2 油等による汚染に伴う水鳥の救護 3 感染症への対応 (1) 野生鳥獣における感染症への対応 4 普及啓発 5 小笠原諸島における鳥獣保護区等について	p56	1 傷病鳥獣救護の基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ● 保護対象種及び保護の対象としない種の定義の更新について検討する。 3 鳥類の鉛中毒の発生防止 <ul style="list-style-type: none"> ● 新たに「鳥類の鉛中毒の発生防止」の項目を追加することの是非を検討する。 4 感染症への対応 <ul style="list-style-type: none"> ● 野生鳥獣の感染症について、「高病原性インフルエンザ」「豚熱」「その他感染症 (SFTS 等)」の項目に分けて記載することの是非を検討する。 5 大型獣類の市街地出没への対応 <ul style="list-style-type: none"> ● 新たに「大型獣類の市街地出没への対応」の項目を追加することの是非を検討する。 	○これまで明示していなかった保護対象種及び保護の対象としない種の定義について検討する。

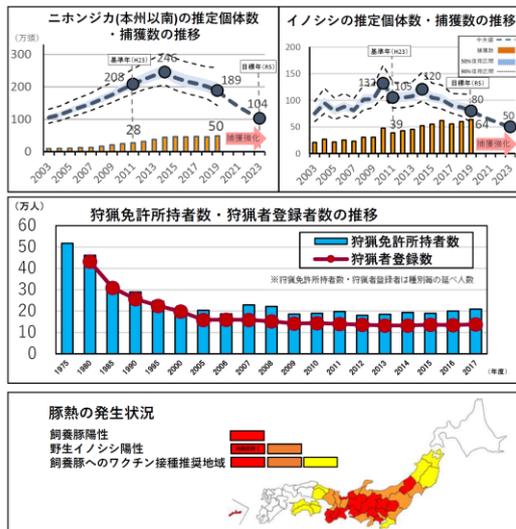
※中央環境審議会 自然環境部会（第44回）（R3.8.27）資料より抜粋

資料2-2

鳥獣保護管理法の施行状況の点検と講ずべき措置（答申案）の概要

○現状

- ◆ ニホンジカ及びイノシシの捕獲数の合計は増加。半減目標の達成には至っていないが、両種の個体数についても、2014（平成26）年度をピークとして減少傾向が続いていると推定されるなど、一定の成果が現れてきていると考えられる。
- ◆ ニホンジカ及びイノシシの捕獲が強化される中で、わなによる錯誤捕獲の増加が懸念。本州以南では鳥類の鉛中毒及び鉛汚染に関する科学的知見の蓄積が必要。
- ◆ 狩猟免許所持者は増加傾向にある一方で、狩猟者登録を行っていない者が約6万人存在するなど、捕獲活動は引き続き高齢の熟練狩猟者によって支えられている。
- ◆ 鳥獣の保護及び管理における感染症への対応は、高病原性鳥インフルエンザや豚熱（CSF）といった特定の感染症への対応が中心。



○課題

- ✓ 科学的かつ計画的な鳥獣の保護及び管理を実現するための第二種特定鳥獣管理計画の確実な執行管理の推進
- ✓ 管理の強化に伴い生じる錯誤捕獲の増加の懸念等、鳥獣の保護上の課題解決のための取組
- ✓ 鳥獣の保護及び管理を担う人材の育成・確保
- ✓ 高病原性鳥インフルエンザや豚熱以外の感染症を含む鳥獣の保護及び管理における感染症の情報収集、鳥獣保護管理の取組への反映

1

鳥獣保護管理法の基本指針の改定

- 鳥獣保護管理法の基本指針に基づき、各都道府県は鳥獣保護管理事業計画を策定することとなっている。
- 事業計画の期間が令和3年度末となっていることから、鳥獣保護管理法の施行状況の点検結果及び最新の社会情勢等を踏まえて基本指針を改定。

項目	点検ポイント
鳥獣の管理の強化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 第二種特定計画の目的達成のため、数値等で具体的に評価可能な目標を設定。計画の中で実施される指定管理鳥獣捕獲等事業も含め、適切な評価・見直しを行い、順応的な計画の推進を図る ➢ 都府県をまたぐ広域的な捕獲の強化 ➢ 国は、都道府県が必要な認定事業者を確保できるよう事業者育成の取組を引き続き支援するとともに、質の向上のための取組に努める
鳥獣の保護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 錯誤捕獲の防止のため、錯誤捕獲の情報収集を進め、必要に応じわなの規制の見直しを図るとともに、捕獲者への指導、錯誤捕獲時の体制整備等の取組を推進 ➢ 本州以南における鳥類の鉛中毒の実態把握、鳥類への影響評価の検討
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 狩猟免許の取得促進のみならず、十分な捕獲技術をもった人材の育成を進めること ➢ 大学等と連携した専門人材の育成・確保の整備に向けた検討・支援
感染症への対応	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 野生鳥獣に関する感染症対策について情報収集及び鳥獣への感染状況等に関する調査等の実施 ➢ 公衆衛生、家畜衛生等の担当部局等との連携・情報共有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 外来鳥獣の計画的管理への影響を踏まえた狩猟鳥獣の指定 ➢ 市街地出没等における円滑な対応のための連絡体制の構築及び人材育成 ➢ 鳥獣保護管理に必要な情報の規格化を進め、一般市民へのオープンデータ化、見える化を推進